

令和3年度 第5回福岡地方最低賃金審議会

令和3年8月17日(火) 16:00
福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

議事次第

1 開 会

2 議 事

(1) 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

(2) 福岡県特定最低賃金の改正決定について (諮問)

(3) その他

3 閉 会



令和3年8月17日

福岡地方最低賃金審議会
会長 平木 真朗 殿

福岡地方最低賃金審議会
運営小委員会
委員長 富山 敦

福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和3年7月27日、福岡地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料を検討するとともに、関係労使の意見聴取等によって、慎重に審議を行った結果、下記の特定最低賃金について、改正決定することを必要と認める結論に達したので報告する。

おって、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

- 1 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第2号）
- 2 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第6号）
- 3 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第4号）
- 4 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第5号）
- 5 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第3号）

福岡地方最低賃金審議会
運営小委員会 第52期委員名簿

(五十音順)
(令和3年6月24日指名)

区分	氏名	現職
公益代表委員	高田 亜朱華	弁護士
	◎富山 敦	弁護士
	○平木 真朗	西南学院大学商学部 准教授
労働者代表委員	河村 敏昭	自治労全国一般福岡地方労働組合 書記長
	小陳 武志	日本労働組合総連合会 福岡県連合会 副事務局長
	浜田 紀子	UAゼンセン 福岡県支部 主任
使用者代表委員	境 正義	福岡県商工会議所連合会 専務理事
	中村 年孝	福岡県経営者協会 専務理事
	吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

(注) ◎は委員長、○は委員長代行である。

(案)

福岡最賃審第480号
令和3年8月17日

福岡労働局長
藤枝茂 殿

福岡地方最低賃金審議会
会長 平木真朗

福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年7月27日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記産業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

記

- 1 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
- 2 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 3 福岡県輸送用機械器具製造業
- 4 福岡県百貨店、総合スーパー
- 5 福岡県自動車（新車）小売業

別紙

、下記最低賃金について、改正決定することを必要と認める。

記

- 1 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 2 号)
- 2 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 6 号)
- 3 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 4 号)
- 4 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 5 号)
- 5 福岡県自動車(新車)小売業最低賃金
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 3 号)

福岡最賃審第480号
令和3年8月17日

福岡労働局長
藤枝茂 殿

福岡地方最低賃金審議会
会長 平木真朗

福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年7月27日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記産業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

記

- 1 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
- 2 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 3 福岡県輸送用機械器具製造業
- 4 福岡県百貨店、総合スーパー
- 5 福岡県自動車（新車）小売業

下記最低賃金について、改正決定することを必要と認める。

記

- 1 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 2 号)
- 2 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 6 号)
- 3 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 4 号)
- 4 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 5 号)
- 5 福岡県自動車(新車)小売業最低賃金
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 3 号)



福岡労発基 0817 第2号
令和3年8月17日

福岡地方最低賃金審議会
会長 平木 真朗 殿

福岡労働局長
藤 枝 茂



福岡県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第2号）
- 2 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第6号）
- 3 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第4号）
- 4 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第5号）
- 5 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第3号）